

## 平成30年度 国立大学法人京都教育大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

###### [学士課程]

【1】高い倫理観と人権意識を備え、かつ初等中等教育段階における高度な専門的指導力と実践的指導力を有し、現代的教育課題に対応できる教員を養成するために平成28年度から初年次教育や実地教育等教育内容を見直し、教育課程の体系化を更に推し進める。

・【1-1】教育職員免許法改正による教育学部のカリキュラム改定に伴い、初年次教育を充実させるため、平成31年度に新設する「KYOKYOスタートアップセミナー」の実施体制を整える。

・【1-2】平成31年度以降の入学生に向けて設置する実地教育科目の実施体制及び事前事後教育プログラムを整備する。

【2】地域の義務教育において中心的役割を担う教員を養成し、京都府における小学校教員養成占有率を20%以上に維持するとともに、京都を中心に広範な地域に向けて輩出し、教員就職率を70%以上に維持する。

・【2-1】地域のニーズに応じて新授業科目「小中一貫教育論」を開設するとともに、継続して国立大学法人京都教育大学連携協議会等を通じて、地域の新たな教育課題の把握を行う。

・【2-2】京都府における小学校教員養成占有率を20%以上に維持し、教員就職率を70%以上とする。

###### [大学院修士課程]

【3】学校における活動として「教員インターン実習」とその事前指導・事後省察等を行う「教職実践研究」を平成28年度から研究科共通科目として開講するなど、教育実践に関する科目を柱として専修各分野の理論と教育実践を結ぶ教育課程の充実を図ることによって、専門的な学識に裏打ちされた教育実践力と研究遂行力を有した指導的立場に立ちうる教員を養成し、教員就職率を70%以上に維持する。

・【3-1】教育学研究科共通科目として開講している「教員インターン実習Ⅰ」「教職実践研究」「教員インターン実習Ⅱ」について、連携して実施する。

・【3-2】教員就職率を70%以上とする。専修・コースごとの達成状況について継続的に調査し、さらなる教員就職率の向上を目指す。

【4】大学院段階の6年制教員養成高度化コースについては、学校における活動として「教員インターン実習」とその事前指導・事後省察等を行う「教職実践研究」を平成28年度か

ら必修化し、「教職実践研究」への専修横断的なグループ学習の導入等によって、アクティブ・ラーニングなどの新しい学習をデザインできる実践的指導力を高める教育課程を実施し、教員就職率90%を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【4-1】6年制教員養成高度化コース必修科目の「教員インターン実習Ⅰ」「教職実践研究」について、平成29年度の「教員インターン実習Ⅰ」「教職実践研究」の運営状況及び実践論文の作成状況を振り返り、授業科目間の連携を密にし、実践論文の質向上を目指す。

・【4-2】6年制教員養成高度化コースの教員就職率90%を目指す。

[大学院専門職学位課程]

【5】連合参加大学と京都府・市教育委員会との定期的な「連合構成大学・連携機関代表者会議」や「連合教職大学院実務担当者会議」等により連携・協働し、学部新卒院生については、教員就職率を90%以上に維持する。現職教員院生等については、現任校や地域の課題を分析し、展望すること等を通して、地域と学校における中核的な中堅教員や学校管理職等として活躍する教員を養成するとともに、修了5年後に職場における管理職の割合などについて、アンケート調査や面談によって追跡調査を継続的に行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【5-1】初任者教員となった修了生へのフォローアップを引き続き行う。また、修了後5年を経過した修了生について、アンケート調査を工夫するとともに、教育研究会への参加者を増加させ、交流を充実させる。今後その成果をカリキュラムや授業の改善に生かす。

・【5-2】各自治体の教員の育成に関する考え方を踏まえた就職支援を行い、教員就職率を引き続き90%以上に維持する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】教学支援の充実、教育の質の保証のため、教学に関するデータを収集・分析する実施体制を整備する。

・【6-1】教務・入試課、学生課において管理・収集している教学関係の様々なデータの集積と分析を継続して実施する。

【7】教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるため、引き続きFD委員会を中心として、FD研修、授業アンケートからのフィードバック等の活用など、組織的な取組を行う。

・【7-1】教育の質の向上を目指すため、アクティブ・ラーニングやICT活用等の授業実施状況調査を継続して実施する。

【8】教科・教職の専門性、教育実践力及び教育実践に関する研究遂行力を有する教員を養成するため、教育学研究科修士課程と連合教職実践研究科専門職学位課程の双方の特色を活

かした、相互補完的で柔軟な教育体制を構築する。

・【8-1】これまで教育学研究科運営委員会・連合教職実践研究科運営委員会合同会議で相互補完的で柔軟な教育体制について検討してきた事柄を、教育学研究科の教職大学院移行に向けた制度設計に活かす。

【9】学校現場で指導経験のある大学教員の割合を20%以上に維持するとともに、学校現場で指導経験のない新規採用の大学教員全員に附属学校を活用した研修を実施し、研修を受けた教員と学校現場で指導経験のある教員を合わせた割合を拡大し、第3期中期目標期間中に40%以上にする。

・【9-1】学校現場で指導経験のある大学教員の割合を引き続き20%以上に維持する。

・【9-2】学校現場で指導経験のない新規採用の大学教員全員に附属学校を活用した研修を引き続き実施する。

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【10】就職支援を強化するために、教職キャリア高度化センターと関連する委員会とが連携するとともに、入試区分ごとの履修状況、就職状況等のデータを一元的に管理・活用する。また、進路指導を充実させるため、1回生から指導教員等による年2回の進路面談等を実施する。

・【10-1】学生の就職支援のために、教職キャリア高度化センターの実地教育部門及び就職・キャリア支援部門と、関連する委員会が引き続き連携する。

・【10-2】教務・入試課、学生課において管理・収集している教学関係の様々なデータの集積と分析を継続して実施する。

・【10-3】在学生全員に指導教員等による個別進路面談等を引き続き年2回実施し、就職活動等に対する指導を早期から実施する。

【11】学生生活に関する多面的・継続的な調査を行うとともに、学生と大学の情報交換の場を設け、学生の多様なニーズを把握する。また、学生に対する経済的支援においては、入学金・授業料等免除、奨学金貸与について、各学生の状況をよく見極め、きめ細かく対応する。さらに、外部の奨学金制度の案内・紹介をより充実して行う。

・【11-1】学生の実情を把握するため、学生生活実態調査の内容を点検・検討し、実施する。また、学長・役員と新生全員とのランチミーティングや学生生活委員会と学生自治会との意見交換を継続的に実施し、学生の多様なニーズを把握する。

・【11-2】入学金・授業料免除、奨学金について、その目的に沿って運用するために、応募学生の経済状況を把握するとともに、新たに本学独自の「京都教育大学同窓会奨学金」を創設し、運用を始める。また、外部の奨学金制度の案内を充実させる。

【12】障害のある学生や留学生など特別な支援を必要とする学生に対しては、教員や関連事務組織、支援学生等が連携し、支援される学生も含めた懇談会の開催やチューターなどの支援者の配置を工夫するなど、個人の状況に応じた支援をきめ細かく行う。

・【12-1】障がい学生サポートチームを通じ、障害のある学生に対し、ノートテイカーの配置等個人の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

・【12-2】外国人留学生の学生生活を支援するため、チューターを配置する。

【13】質の高い教員を養成するため、学生科研費（e-Project）や支援の必要な学生へのピアサポートなど、学生の課外活動や社会活動等多様な自主的取組を積極的に推進するとともに、モラル人権意識を高めるために学生自治会によるリーダートレーニングや研修会など学生の自主的取組を支援する。

・【13-1】学生科研費（e-Project）において従来の自由テーマ枠や e-Pro mini に加え、これまでの指定テーマ枠を廃止し、新たに SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））枠を設け学生の多様な主体的取組を支援する。

・【13-2】障害のある学生やメンタルヘルス支援のためのピアサポートを継続する。

・【13-3】モラル人権意識を高めるために、学生自治会による研修会など各種の自主的取組を支援する。

【14】高い教育実践力やコミュニケーション能力を育成するために、図書館や自習室などの自主的学習環境について、利用者のニーズに合わせた、グループ学習、アクティブ・ラーニング形式の学習、模擬授業、個人学習等のための環境整備を行う。

・【14-1】入館者数300人/日を目標とし、図書館活性化プロジェクトを継続実施するとともに、内容の改善を検討する。利用者のニーズに応じ、リクエスト図書の購入や新刊書の収集を積極的に行う。また、利用者アンケートに基づき快適な学習環境の整備に取り組む。

・【14-2】自主的学習環境の整備については、ICTを活用した教材作成などに用いる「理系ラボラトリー」を整備し、利用促進を図る。

【15】学生の自主的学習やICT活用指導力向上のための基盤として、情報機器や情報ネットワーク等を整備し充実させる。また、ICT活用指導力の向上を図るため、まず初年次から電子黒板などのICT機器の活用方法を学ばせ、教育方法・教育工学関連授業のみならず、ICTを用いた発表を行わせるなどの経験を積み上げ、ICTを効果的に用いることができる教員を養成する。

・【15-1】老朽化している学内の無線LANアクセスポイントの更新を引き続き行うとともに、講義室の無線LANの通信状況を調査し、必要に応じてアクセスポイントの増設を行う。

・【15-2】平成28年度に導入した無線LANアクセスポイントの集中管理の対象をさらに拡大する。

・【15-3】平成29年度に導入した有線LANと無線LANの統合認証機構の安定運用に努めるとともに、認証サーバの性能強化を図る。

・【15-4】ICT機器を用いた大学での授業や、ICT機器を活用できる教員の養成を目的とした授業の実施状況とその教育内容について引き続き調査し、ICT機器の活用を促進する方策を検討する。

【16】京阪奈三教育大学の連携を推進し、引き続き三大学の学生の自主的活動を支援し、三大学合同による学生主体の合同セミナーや教員採用説明会等を継続的に開催する。合同セミナーは、対面セミナーだけでなく、TV会議システムも活用し、学生の自主的な企画・運営を支援し、学生の主体性を引き出す。また、教員採用説明会については、双方向遠隔授業システムを活用する。

・【16-1】学生主体の合同セミナー等を5回開催する。TV会議システムの活用については、これまでの実績を踏まえ、今後の活用方策を検討し、方向性を確立する。

・【16-2】京阪奈三教育大学で行われている教員採用説明会については、これまでどおり京阪奈三教育大学で情報を共有し、各大学の説明会に学生が参加できるようにする。また、双方向遠隔授業システムの活用については、これまでの実績を踏まえ、課題等を整理し活用の方策を検討するとともに、平成31年度以降の活用について結論を出す。

#### （4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【17】教職を強く志望し、かつ適性の高い学生を入学させるため、入学から卒業までの教学データの分析を基に、小論文や口頭試問等の多様な学力把握の方法を改善するとともに、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の実施の検討を進める。

・【17-1】入試区分毎の修学状況、修得単位数及び教員就職状況等の傾向や特性をより正確に把握するため、データを複数年で整理・分析、及び課題の抽出を行い、小論文や面接による学力把握の方法等について引き続き検討する。

【18】京都府各地域の初等教育に貢献する教員を養成するために、地域指定推薦入試を引き続き実施する。

・【18-1】地域指定推薦入試を引き続き実施する。

【19】大学における教員養成と繋ぐために、大学教員等を派遣して高等学校での教職に関連したカリキュラムの実施を支援するなど、高等学校や教育委員会で取り組まれている高大連携事業を推進する。

・【19-1】教員志望の高校生への特別授業やスーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクール等における出前授業などに大学教員等を引き続き派遣する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【20】教員の専門分野に係る基礎研究・応用研究やその成果を教育に活かす実践研究等で外部資金の獲得につながる研究を、学長裁量経費を活用して支援する。

・【20-1】学長裁量経費の一部である教育研究改革・改善プロジェクト経費については、戦略的に財源を配分し、教育に関わる学術研究を重点支援・育成する。科研獲得支援費の活用や科学研究費助成事業申請書作成支援を行い、科研費獲得に繋がる研究を支援する。

【21】学部・研究科と附属学校とが連携して、『『グローバル人材育成プログラム』の開発一幼稚園から大学までの系統的カリキュラムの策定を目指して一』に引き続き取り組むとともに、特別支援教育やいじめ・不登校等の現代的教育課題に関する研究事業を実施する。  
(戦略性が高く意欲的な計画)

・【21-1】学部・研究科と附属学校とが連携して、『『グローバル人材育成プログラム』の開発一幼稚園から大学までの系統的カリキュラムの策定を目指して一』に引き続き取り組む。教科横断的な領域として、幼稚園から高等学校までのグローバル・スタディーズについて、系統的なカリキュラム策定を進める。

・【21-2】学部・研究科、教育創生リージョナルセンター機構及び附属学校とが連携して取り組む現代的教育課題に関する研究に、教育研究改革・改善プロジェクト経費などで支援する。

【22】現職教員を支援する先進的研修プログラムの開発等、教育委員会や他の教育機関と連携して教育現場のニーズに応える共同研究や協働プロジェクトを企画・実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【22-1】教育現場における今日的課題の抽出と解決に向けた研究や現職教員を支援する先進的研修等を本格実施する。また、附属学校及び教育委員会等と連携して、実施状況の把握と分析を行い改善する。

【23】大学ホームページ内の研究活動に関する部分及び学術情報リポジトリを更新・整備するとともに、シンポジウム等を開催して研究活動の成果を広く社会に公表する。

・【23-1】学術情報リポジトリを活用し、大学紀要・教育学研究科修士論文等研究活動のさまざまな成果を引き続き発信する。

・【23-2】平成29年度に更新・移行した新学術情報リポジトリシステムの安定化を図る。引き続き学内外のシステムとの円滑な連携を行う。

・【23-3】大学HPの研究活動に関するページの活用やシンポジウム「京都教育大学フォーラム2018」の開催を通じて、大学全体の研究活動を引き続き学内外に広く発信する。

【24】組織的な共同研究や研究プロジェクトの成果を教育創生リージョナルセンター機構

の事業等を通して社会に還元する。

・【24-1】教育創生リージョナルセンター機構の各センターの事業等を通して、引き続き研究活動の成果を社会に還元する。

## （２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【25】大学教員と附属学校教員が共に教科別及び教育課題別の分科会に属して教育研究と教育実践について研究・交流する「京都教育大学教育研究交流会議」を通じて、附属学校や大学の教員集団による、本学のFD研究やカリキュラム開発等に関する組織的な研究を企画・実施する。

・【25-1】京都教育大学教育研究交流会議の充実や附属学校と大学との協働研究を進めるため、教育研究交流会議運営委員会において、活動状況の把握・分析を行い、大学・附属学校が一体となった交流を実施する。

【26】若手研究者の挑戦的な研究を支援するため、研究費の特別枠を設ける。

・【26-1】教育研究改革・改善プロジェクト経費に44歳以下を対象にした若手枠を継続し、若手研究者の創造的で挑戦的な研究を支援する。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【27】教育委員会の管理職及び公立学校長で構成される「国立大学法人京都教育大学連携協議会」を毎年3回程度開催し、養成すべき教員像、現職教員の研修の在り方、教員養成・研修の高度化の方策等について実質的な意見交換を引き続き行う。

・【27-1】国立大学法人京都教育大学連携協議会を3回開催し、地域の教員養成・研修高度化について協議する。

【28】教員養成大学の特色を活かした地域貢献と学生教育を融合する観点に立ち、大学教員と学生等による出前授業等大学資源の地域への開放を積極的に行う。

・【28-1】公開講座や公開講演会を実施し、生涯学習の機会を引き続き提供する。また、大学教員と学生等による地域への教育サービス・各種支援活動を積極的に行う。

・【28-2】附属図書館や教育資料館において、教育研究成果等を発表する企画展示などを行い、地域への開放事業を引き続き実施する。

【29】連合で運営されている教職大学院の強みである学外との連携を一層充実させ、国内外の大学と現職教員の研修についての研究交流を行う。

・【29-1】現職教員の研修をテーマとした国内の大学との研究交流を引き続き行う。

・【29-2】連合教職実践研究科と教育学研究科におけるグローバル教育を推進するために、

両研究科が協働して院生の海外研修交換プログラムをより効果的になるように取り組む。また、院生（現職教員を含む）の海外での英語による研修講座・研究交流のプランを協働で立案する。

【30】京阪奈三教育大学の連携により、教員養成・研修の高度化と質保証、新たな学びに対応できる次世代教員養成及び教員研修の課題に協働して取り組み、平成29年度までに各連携拠点で開発されたプログラム等を点検・実施し、平成30年度以降は、その成果に基づき各連携拠点の機能を充実させて運営を継続しつつ、地域の教育委員会と連携・協働し、現職教員の教育・研修機能を強化するとともに現職教員の「働き方改革」に貢献するための先進的な研修手法の開発と活用をめざし、京阪奈地域におけるリージョナル・レベルでの教員養成・研修高度化のための連携モデルを構築する。また、センター機構の組織整備により機能強化した教職キャリア高度化センターを核として、京都府・市教育委員会との連携・協働により、初任期の教員支援や教員研修高度化のためのICTを活用した初任期支援システムやWeb講義等の事業を推進する。平成28年度には大阪教育大学と奈良教育大学の教員も参加したWeb講義を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【30-1】教職キャリア高度化センターが構築している、教員志望学生及び現職教員への支援プログラムを点検・充実しつつ、リージョナル・レベルでの新たな連携事業の検討を開始する。

京都府・市教育委員会との連携・協働による初任期教員支援事業やWeb講義システム事業をさらに充実・推進する。また、京都府・市教育委員会との連携講座を引き続き実施する。

新規事業として、京都府教育委員会と連携し、京都府北部地域を対象として、研修方法の開発及び若手教員の育成・自立モデルの研究を開始する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【31】国際的な視点に立った研究活動への支援を行うとともに、学生・教員の留学や海外からの受入に対する支援を行う。

・【31-1】研究留学生を含む留学生等に対する日本語教育、学生との交流促進等の支援を実施する。

・【31-2】海外の研究者との共同研究等を引き続き支援する。

【32】社会のグローバル化に対応できるよう、人や文化の多様性を理解・尊重し、教育実践に活かすことのできる授業や交流活動を実施するとともに、学生が主体的に行う活動についても、国際活動認定制度の対象となる活動や学生科研費（e-Project）による国際的な視点に立った活動を積極的に支援する。

・【32-1】学生科研費（e-Project）におけるグローバルな視点を持った採択事業に積極的な



支援を行うとともに、外国人留学生と附属学校との交流活動を充実させる。

・【32-2】国際交流活動認定制度の要件である「e-Project 研究発表会への参加」を引き続き周知するとともに、国際的な視点に立った学生の活動を支援する。

【33】幼稚園から高等学校までの附属学校と協働で、それぞれの学校段階を通じた日本文化理解、異文化間コミュニケーション能力、英語運用能力等を育成する系統的な教育プログラムの開発研究に平成26年度から取り組んでいる。第3期中期目標期間は、平成30年度までにグローバルな人材を育成するための系統的な教育プログラムを構成する校種ごとのカリキュラムを編成し、平成31年度に各学校段階を通じた系統的な教育プログラムを編成し公表する。

また、グローバルな人材を育成できる教員を養成するために、「グローバル教員育成プログラム」を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【33-1】機能強化に向けた取組の一つとして、グローバルな人材を育成するため、附属学校での公開授業を行うとともに、グローバル・スタディーズのカリキュラム開発を進める。グローバル・スタディーズの公開授業に「グローバル教員コース」学生の参加・観察を促し、グローバルな視点からの授業分析力を育成する。

・【33-2】「グローバル教員育成プログラム」の履修学生を引き続き募集するとともに、TOEIC受験や国際交流行事等の情報提供などプログラム登録学生への支援を継続する。また、附属学校でのグローバル・スタディーズの授業を、グローバル教員育成プログラムの登録学生が分析して学ぶ取組を行う。

## (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【34】附属学校教員の資質向上を図り、幼児・児童・生徒に対する教育機能を向上させるために、大学教員組織と附属学校間、及び各附属学校相互の連携をさらに密接にして、引き続き現代的教育課題に対応する研修等を実施する。

・【34-1】附属学校教員が、高度な実践力向上を修得するため、引き続き本学附属学校教員の大学院等での研修を計画的に実施するとともに、その成果を附属学校での教育及び研究に活かす。

大学教員組織及び附属学校教員組織の連携を密にして、新学習指導要領や現代的教育課題に対応するための研修や研究授業を行うとともに附属学校部合同研究発表会等で各学校の研究成果等を共有する。

・【34-2】全学的な研修体制の整備・充実に向けて、附属学校教員合同研修会や新学習指導要領に対応した研修会を開催し、附属学校教員として求められる資質の向上を図るとともに、研修ポイント制を導入して、附属教員それぞれが、より研修に参加できる体制を整える。

【35】附属学校は、大学の現地教育運営委員会等関連委員会と協働し、学部の教育実習や

大学院の教職専門実習等における学部生・大学院生の標準指導案の検討等により、指導方法のより一層の充実を図り、教育実習の改善に貢献する。

・【35-1】 附属学校は、教育学研究科院生の「教員インターン実習Ⅰ」と連合教職実践研究科院生の「教職専門実習」の一部を受け入れるに当たっての整理した課題等をもとに、教員インターン実習と教職専門実習の充実に向けた改善に取り組む。

・【35-2】 附属学校は、大学の現地教育運営委員会と協働し、既に作成されている実習生指導に必要な Web サイト「指導教員のための教育実習ガイド」の活用を推進するとともに、標準指導案や実習評価の改善の充実を図る。また、実習生指導に必要な資質・能力を高めるための研修会を実施し、教育実習の充実を図る。

【36】 附属学校の特色を活かし、大学の方針に基づく学部・大学院の教員養成及び実践的教育研究に協力するとともに、将来を見据えた教育的課題に対応する研究を進める。

・【36-1】 附属学校は、大学と附属学校及び附属学校相互で連携して取り組む共同研究のテーマに沿って、大学の方針にもとづくプロジェクト等の実践的教育研究を大学と協働して実施する。

・【36-2】 附属学校は、学部・研究科と連携して、『『グローバル人材育成プログラム』の開発一幼稚園から大学までの系統的カリキュラムの策定を目指して一』に引き続き取り組む。附属学校で公開授業を行うとともに、グローバル・スタディーズの領域のカリキュラム開発を進めていく。

・【36-3】 附属京都小中学校は義務教育学校として、15年間に及ぶ小中一貫教育研究を基盤に、新学習指導要領に対応して特に深い学びにつながる見方・考え方を育てることに焦点化した義務教育9か年の教育研究を行い、広く情報を発信する。

また、グローバル人材育成のため大学と協働して、新学習指導要領に対応したグローバル社会に生きる資質・能力を育成する教育実践研究を継続して推進する。

附属特別支援学校と連携して、義務教育学校としての特別支援教育実践研究を継続して推進する。

・【36-4】 幼小中連携『幼小中で育む「確かな学力」と「豊かな社会力」－12年間の学びをつなぐ、見方・考え方の検討－』をテーマとして、附属桃山地区学校が一体となり継続して研究に取り組む。

附属幼稚園では、研究テーマ「幼児の“探究力”を探る」を継続し、第3年次研究に取り組み、まとめ、研究協議会を開催する。

また、附属幼稚園、本学幼児教育科及び京都府・市の幼稚園教員他、教育関係者との協働による研修を引き続き実施する。

附属桃山小学校では、「次世代の教育情報化推進事業（情報活用能力の育成に関する実践的調査研究）」「文部科学省教育課程特例校（小学校における情報教育を核とする新教科の開発研究）」の指定を受け、新教科「メディア・コミュニケーション科」に取り組み、ICT

教育の更なる充実を図り全国に成果を発信する。

また、自国文化理解を深める伝統・文化教育を推進していく為に、文部科学省の「我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究」指定を受け、継続して研究し、成果を発信する。

附属桃山中学校では、継続して、新学習指導要領に向けた、主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善・開発及び評価のあり方の研究を行うとともに、3年間の学びをつなぐためのカリキュラムマネジメントについての研究を行い、その成果を発信する。

また、引き続き大学と協働してグローバル人材育成につながる帰国・外国人生徒教育の実践研究を行う。

・【36-5】附属高等学校は、新学習指導要領を踏まえて、これまでに開発してきたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）活動及びスーパーグローバルハイスクール（SGH）アソシエイトの活動に取り組む。

また、大学との連携や共同研究、他附属学校と連携した教育活動の実践及び京都府内を中心とした地域の理数教育の発展に寄与するため、研究成果を引き続き発信する。

・【36-6】附属特別支援学校では、新学習指導要領に基づく研究を進め研究発表会等で成果を引き続き公表するとともに、特別支援教育臨床実践センター、発達障害学科及び附属京都小中学校の特別支援学級との連携をさらに強め、協働して実践・研究を行う。

【37】地域の教育力向上に貢献するため、教育委員会等と定期的な情報交換の場を設けて連携を一層強化し、円滑な人事交流を行う。また、会議での意見を踏まえた教育研究活動を積極的に実施し、研究発表会等によりその成果を広く社会に公表する。

・【37-1】京都府・市教育委員会と人事交流、研修、情報交換等を積極的に行う。

・【37-2】附属学校は研究発表会等を通じて現代的教育課題に関する研究成果を引き続き発信するとともに学校訪問等を積極的に受け入れる。

【38】附属学校の設置目的を踏まえ、その機能を向上させるため、引き続き附属学校としての在り方を外部有識者を含む学校評議員会等により定期的に点検し、改善する。

・【38-1】附属学校の機能向上のため、学校評価の項目に沿って学校評議員会等の意見を聴取し、教育研究や学校運営の改善を図る。

・【38-2】附属学校は、平成29年度に試行した学校評価を本格的に実施する。また、評価の実施方法や評価項目について引き続き点検する。

【39】学校教育法改正に伴い、平成28年度より義務教育学校が制度化される。附属京都小・中学校では平成15年度から小中一貫教育に向けた研究を重ねてきた。今回の法改正を受けて、この蓄積を活かし、これから設立される義務教育学校のモデル構築を目指し、第3期中期目標期間に義務教育学校へ移行する。（戦略性が高く意欲的な計画）

・【39-1】附属京都小中学校は義務教育学校として大学と連携し、義務教育9か年の各教科

の系統的カリキュラム研究を継続するとともに、一部の教科カリキュラム素案を策定する。

また、関西近隣の他の義務教育学校とのネットワークを活かして、学校運営についての知見の交換や共有を図る。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【40】学長を補佐する体制を定期的に点検し、権限と責任が一致した意思決定システムを確立し運用する。

・【40-1】学長を補佐する体制として、平成29年度に引き続き、附属学校部長を附属学校担当副学長に位置づけ、学生生活・国際交流担当、研究推進担当及び連合教職実践研究科担当の4人の教授兼任副学長を配置するとともに、IR担当、評価・内部監査担当及び広報担当の3人の学長補佐を配置する。

【41】男女共同参画に関する学生及び教職員の意識啓発の取組を「京都教育大学次世代育成支援推進行動計画」をもとに引き続き実施するとともに、男女共同参画の推進体制を強化するため、第3期中期目標期間中の女性管理職割合を13%以上とする。

・【41-1】出産や育児、介護等に関する休暇・休業・給付制度について、平成29年度に改善したホームページなどを活用し引き続き周知を図る。

・【41-2】女性管理職の割合13%以上を維持する。

【42】教職キャリア高度化センター特任教員及び連合教職実践研究科特任教員について、平成28年度中に年俸制を導入する。

・【42-1】特任教員について年俸制を継続して実施する。

【43】監査機能を強化するため、監事が役員会に出席し、業務執行の状況を把握するとともに、監事、会計監査人、内部監査室それぞれの視点からの監査の重要項目等の情報や意見の交換を平成28年度から毎年2回実施し、大学のガバナンス体制等の監査を充実させる。

・【43-1】監事が毎月1回出席する役員会において、業務執行状況について意見交換する。

・【43-2】監事、会計監査人及び内部監査室がそれぞれの視点で意見交換を2回行う。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【44】連合教職実践研究科をさらに機能強化し重点化するため、また将来の教員養成像を見通して教育学研究科を教員養成高度化に対応させるため、教育学研究科と連合教職実践研究科の入学定員を見直し、第3期中期目標期間中に組織を再編する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【44-1】教育学研究科の教職大学院への移行計画を検討するとともに、本学教育学部から

連合教職実践研究科への特別推薦を引き続き実施する。

・【44-2】「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」の提言をうけて、教育学研究科の教職大学院への移行の早期実現に向け、制度設計に着手する。

【45】第2期中期目標期間の後半の改革加速期間に、就職・キャリア支援の機能を強化するため、教育支援センターに「就職・キャリア支援部門」を新設し、同部門に京都府・市教育委員会推薦の客員教授を配置して、就職・キャリア教育関連の業務を統括する機能をもたせた。これによって、教育支援センターの既設の現地教育部門が同部門と密接に連携して学生の就職・キャリア支援を推進する体制を整備した。第3期中期目標期間は、教員養成と採用後の現職教員支援に関する機能を強化するため、附属教育実践センター機構内の各センターの機能を点検して、平成30年度に再編統合を行う。

・【45-1】平成29年度に決定した附属教育実践センター機構の再編・統合案に基づき、教員養成と現職教員支援の機能強化を図るため「教育創生リージョナルセンター機構」として組織整備を行い、教育支援センターと教職キャリア高度化センターを統合した（新）教職キャリア高度化センターを設置する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【46】事務系の職員全員を対象とした全学的な会議を毎年開催し、業務上の課題等を共有することによって意識改革を促進するとともに、平成25年8月に実施した事務組織の再構築について引き続き点検を行う。

・【46-1】事務系職員が業務遂行の在り方や全学的な業務上の課題等を共有するための会議を開催する。

・【46-2】平成29年度事務連絡会議WGの報告を踏まえ、具体的な事務組織の見直しを行う。

【47】業務の効率化・合理化を図るため、複数年契約及び他大学との連携による共同調達や一括調達を引き続き行う。

・【47-1】実施中の共同調達を継続する。また、新たに附属学校における電気契約について、一括調達契約を実施し、前年度と同様の使用量・単価想定のもと、約10%減の経費節減を図る。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【48】科学研究費助成事業や民間団体の研究助成、奨学寄附金等の外部資金獲得のため、申請書作成支援や獲得支援費の助成等全学的な支援や取組を行う。科学研究費助成事業につ

いては、申請率（継続を含む）を教員の50%以上に維持する。

・【48-1】教育研究改革・改善プロジェクト経費については戦略枠や若手枠を設け、外部資金の獲得に繋がるプロジェクトを中心に採択し、配分する。また、科学研究費助成事業の申請率を上げる対策として、科研費研究計画調書の閲覧制度の活用や、科研費申請書作成支援、科研獲得支援費の配分などを行い、申請率教員比50%以上を維持するとともに、さらに向上させる。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【49】平成21年度から取り組んでいる省エネルギー対策による削減率1%の方策を引き続き実施し、原単位あたりのエネルギー量を維持する。

・【49-1】第3期中期目標期間における温室効果ガス排出抑制等のための基本方針に基づく環境負荷低減に取り組むとともに、省エネルギーの推進に取り組む。併せて平成30年度の施設整備においては、温室効果ガス排出抑制、省エネルギーに配慮し事業を実施する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【50】「退職時の教員研究室等の取扱いに関する規則」に基づき、退職教員が使用していた研究室等を共同利用スペース等とし、学内プロジェクト研究等を行う競争的スペースや共通のスペースとして有効活用する。

・【50-1】競争的スペースの公募・再配分を行うとともに、共通のスペースの利用状況の点検・評価を実施し、併せて、共同利用スペースの確保に努め、効率的な運用を行う。

【51】寄附金、運営費交付金等資金の収支状況を定期的に確認し、その金額、期間を勘案した上で運用可能な資金について効果的な運用を行う。

・【51-1】月別資金残高表等により資金の収支状況を確認しつつ、市場の金利情勢を踏まえ、効果的な運用を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【52】自己点検・評価に関するPDCAサイクルを更に充実させ、法人室全体会議を定期的で開催して、各部署及び大学全体の課題を共有することで内部質保証を強化する。

・【52-1】平成29年度に策定した「京都教育大学改善計画案」を共有する。

また、内部質保証に向けた方針を作成するとともに、内部質保証の推進体制を明確にする。

【53】教育研究等の質を維持・向上させるため、引き続き教員の教育研究活動及び社会活動の評価を行い、評価結果に基づく教育研究活性化経費の配分を行う。

・【53-1】教員個人の教育活動、研究活動及び社会活動等の実績評価に加え、本学の戦略的・意欲的事業への貢献実績の評価を行い、評価結果に基づく教育研究活性化経費の配分を引き続き行う。

【54】学部や大学院のカリキュラムや現職教員の再教育の在り方等を改善するため、京都府・市教育委員会の管理職や公立学校長等によって構成される「国立大学法人京都教育大学連携協議会」、及び外部評価委員会等を引き続き定期的に開催して、意見交換を行う。

・【54-1】国立大学法人京都教育大学連携協議会を、引き続き3回開催する。また、外部評価委員会を2回開催し、連合教職実践研究科の活動実績、自己評価について報告し、外部評価委員の意見を聴取することにより、点検・評価の充実を図る。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【55】外部有識者が入った広報戦略を検討する委員会等を毎年2回程度開催する。

・【55-1】外部有識者が入った広報戦略検討専門委員会を2回開催する。

・【55-2】広報戦略検討専門委員会の答申に基づき、引き続き入学希望者向け広報や地域住民向け広報など各課題に対する対応策を実施する。

【56】大学ホームページ等を通じて、資産状況、外部資金獲得状況、組織の状況など法人の実情を引き続き公開し、また教員養成大学の使命としての学部生・大学院生の教員就職状況、現職教員の再教育のための諸活動の状況等を引き続き公開していく。

・【56-1】組織の状況や資産状況など法人の実情、学部生・大学院生の教員就職状況、現職教員支援のための活動などの情報を引き続き積極的に発信する。

【57】大学ホームページや大学ポートレート等を活用し、教員を志望する生徒や学校教育関係者に、本学の教員養成機能の特長をアピールする等情報発信を行う。

・【57-1】大学ホームページや大学ポートレートを活用し、教員を志望する生徒や学校教育関係者に引き続き情報を発信する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【58】キャンパスマスタープランを充実し、機能強化への対応、教育研究施設等の長寿命化への対応、共同利用スペース（競争的スペース、共通スペース）の有効活用を踏まえた戦略的な施設マネジメントを引き続き実施し、安全安心な教育研究等の場を提供する。

・【58-1】第3期中期目標期間における本学の施設整備方針に基づく平成30年度施設整備計画により、施設整備を推進する。

【59】キャンパス緑地保全計画を平成28年度に策定し、京都駅から近い緑豊かなキャンパスを地域貢献・社会貢献を図る場として提供する。

・【59-1】第3期中期目標期間における本学の緑地保全方針に基づき、大学緑地の保全を進める。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【60】安全・衛生を確保するため、事故や健康障害の防止策を検討する委員会を毎月開催するとともに、安全衛生に関する学内巡視と意識啓発等を目的とする研修を年間3回実施する。

・【60-1】教職員の事故又は健康障害の防止のため、安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職場巡視を実施する。

・【60-2】附属学校を訪問し、附属学校の保健衛生委員会と意見交換を行う。

・【60-3】安全衛生に関する意識啓発を目的とした健康講座を3回実施する。

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【61】学内外の様々な研修等により、役員及び教職員の法令遵守の意識向上に取り組むとともに、危機管理基本マニュアルに従って危機管理個別マニュアルを整備、点検しつつ、適宜訓練を実施する等危機管理体制を整備する。

・【61-1】法令遵守の意識を高めるための研修会や説明会を引き続き実施するとともに、学外の研修会に積極的に参加する。また、内外の環境変化に対応できるように、危機管理個別マニュアルの見直し・整備を行い、適宜訓練を実施する。

【62】ガイドラインを踏まえて策定した規程に基づく管理責任の明確化を行うとともに、研究倫理教育やコンプライアンス教育のための研修を毎年1回実施する。

・【62-1】公的研究費の不正使用防止に関する研修会を開催する。また研究活動の不正防止に関する研修については e-Learning の活用を引き続き検討する。学生への研究活動の不正防止に関する研修会を開催する。

## VI 予算

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 932,282千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入



れることが想定されるため。

#### VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 該当なし

#### IX 剰余金の使途

○毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善

に充てる。

#### X その他

##### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
((井伊掃部)附中)校舎改修	146	施設整備費補助金
小規模改修	18	(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金

##### 2 人事に関する計画

本学の目的を達成するため、学長のリーダーシップにより、学生に対する確かな実践的指導力を育成するための教職員の人事を計画する。

(1) 大学教員で、学校現場で指導経験のない新規採用教員に対して、附属学校を活用した研修を実施する。

(2) 教職大学院の実務家教員は、京都府・市教育委員会との連携により、学校現場で管理職等の経験を有する教員を採用する。

(3) 附属学校教員は、教育機能や教育実習の充実のため、教育委員会と人事交流を行うとともに、高度な実践力を修得するため、大学院等での研修を計画的に実施する。

(4) 職員が業務遂行の在り方や全学的な業務上の課題を共有するため職員全員対象の会議を開催する。

(5) 男女共同参画及び女性の職業生活における活躍の推進体制を強化するため、女性の比率を考慮した役員及び教職員の構成を目指す。

(参考1) 平成30年度の常勤教職員数 370名

また、任期付き教職員数の見込みを7名とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 3,715百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成30年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,632
施設整備費補助金	146
船舶建造費補助金	-
補助金等収入	3
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	18
自己収入	1,183
授業料及び入学料検定料収入	1,100
附属病院収入	-
財産処分収入	-
雑収入	83
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	145
引当金取崩	-
長期借入金収入	-
貸付回収金	-
目的積立金取崩	29
出資金	-
計	5,156
支出	
業務費	4,834
教育研究経費	4,834
診療経費	-
施設整備費	164
船舶建造費	-
補助金等	3
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	145
貸付金	-
長期借入金償還金	10
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	5,156

[人件費の見積り]

期間中総額 3, 7 1 5 百万円を支出する(退職手当は除く)。

## 2. 収支計画

## 平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,169
業務費	4,739
教育研究経費	818
診療経費	-
受託研究費等	4
役員人件費	67
教員人件費	3,058
職員人件費	792
一般管理費	197
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	231
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	5,140
運営費交付金収益	3,632
授業料収益	934
入学金収益	137
検定料収益	29
附属病院収益	-
受託研究等収益	4
補助金等収益	3
寄附金収益	167
施設費収益	15
財務収益	0
雑益	83
資産見返負債戻入	136
臨時利益	0
純利益	△ 29
目的積立金取崩益	29
総利益	0

## 3. 資金計画

## 平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	7,487
業務活動による支出	4,939
投資活動による支出	2,003
財務活動による支出	118
翌年度への繰越金	427
資金収入	7,487
業務活動による収入	4,964
運営費交付金による収入	3,632
授業料及び入学金検定料による収入	1,100
附属病院収入	-
受託研究等収入	4
補助金等収入	3
寄附金収入	142
その他の収入	83
投資活動による収入	1,994
施設費による収入	164
その他の収入	1,830
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	529

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学部・大学院

教育学部	学校教育教員養成課程 1,200人 (うち、教員養成に係る分野 1,200人)	
教育学研究科	114人 (うち、修士課程 114人)	学校教育専攻 34人 障害児教育専攻 10人 教科教育専攻 70人
連合教職実践研究科	教職実践専攻 120人 (うち、専門職学位課程 120人)	
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻 35人	

附属学校

附属幼稚園	140人	学級数 5
附属桃山小学校	420人	学級数 12
附属桃山中学校	普通学級	360人 学級数 9
	帰国子女学級	45人 学級数 3
附属京都小中学校	普通学級	864人 学級数 27 前期課程18学級、後期課程9学級
	特別支援学級	48人 学級数 6 前期課程、後期課程各3学級
附属高等学校	600人	学級数 15
附属特別支援学校	60人	学級数 9 小学部、中学部、高等部各3学級